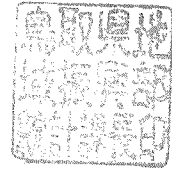


第201600024557号  
平成28年5月10日

公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会長 様

鳥取県地域振興部統計課長



平成28年毎月勤労統計調査特別調査の実施に関する広報の掲載について  
(依頼)

毎月勤労統計調査の実施については、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この調査は、厚生労働省所管の基幹統計として、我が国の賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにする目的で実施されており、我が国の労働経済の実態を把握するための基本的な統計調査の一つとして諸施策の企画立案に広く利用されています。

この調査のうちの特別調査は、毎月実施する通常の調査では対象にならない1人から4人の労働者を雇用する事業所を対象とするもので、統計調査員が7月下旬から8月上旬にかけて、県内の定められた調査区内に立地する約1,650の事業所を訪問し、調査を行います。

調査結果は、雇用保険や労災補償給付額の改定に利用されているほか、民間においても労働条件決定等の参考にされるなど、事業者の皆様にも有効に活用していただいています。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨、必要性を御理解いただきますようお願い申し上げますとともに、貴団体が発行される機関誌（紙）への掲載やホームページのバナーなどを通じまして、貴団体に加入されている各企業の皆さまへお知らせくださるようお願い申し上げます。

なお、これらの調査は、統計法に基づき実施されるため、調査関係者には調査で知り得たことを他に漏らしてはならない守秘義務がありますので、各企業の皆さまにおかれましては安心して調査に御協力いただきますよう併せて周知をよろしくようお願い申し上げます。

担 当 産業労働担当 兜金（とかね）  
電 話 0857-26-7107  
ファクシ 0857-23-5033  
電子メール [tokane-a@pref.tottori.jp](mailto:tokane-a@pref.tottori.jp)

(別添 例文)

毎月勤労統計調査特別調査について (お願い)

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1人から4人雇用している事業所を対象に毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1人から4人規模の事業所における賃金、労働時間及び労働者数の動向を明らかにする大切な調査です。調査対象となる事業所には、7月下旬から8月上旬にかけて統計調査員が訪問して調査を行います。

調査票に書かれた事柄は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の重要性を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

厚生労働省  
鳥 取 県